

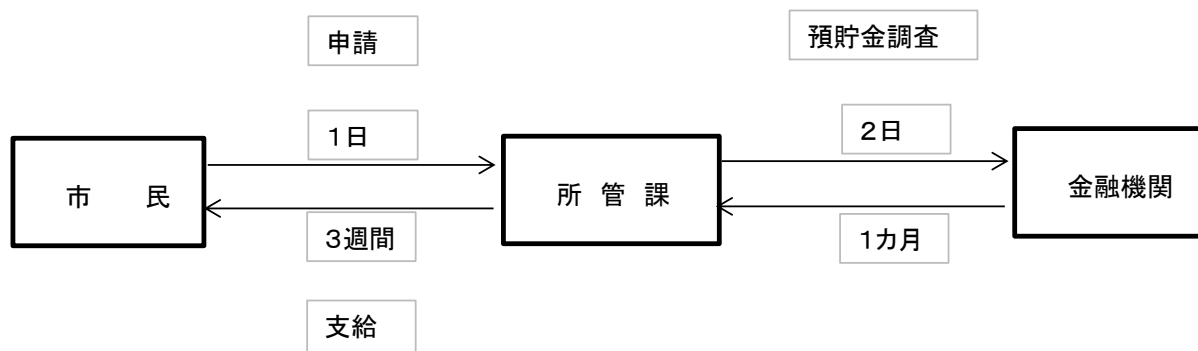
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 89

処 分 名	国民健康保険一部負担金の減免	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、審査基準に適合した場合に支給する。	
根 拠 法 令 名	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
条 項	第44条第1項	
所 管 課	国保・年金課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	約2カ月	
標 準 処 理 期 間	計	約2カ月
判 断 基 準	<p>松山市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収の猶予に関する要領に基づき審査をする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市国民健康保険条例</p> <p>第四十四条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。</p> <p>一 一部負担金を減額すること。</p> <p>二 一部負担金の支払を免除すること。</p> <p>三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。</p> <p>2 前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。</p> <p>3 第四十二条の二の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。</p> <p>(昭五九法七七・平二法三一・平六法五六・平九法九四・平一四法一〇二・平二七法三一・一部改正)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。